

キッズルーム、病児保育、ファミリー・サポート・センター事業を利用されている方へのお知らせ

～幼児教育・保育の無償化について～

10月1日から【幼児教育・保育の無償化】が始まります。
次の項目のすべてに当てはまる方は、キッズルーム、病児保育、ファミリー・サポート・センター事業（一時預かりに限る）が、無償化の対象になり、料金が返金される場合があります。

◆3歳児～5歳児クラスの子ども

（または、区民税非課税世帯の0歳児～2歳児クラスの子ども）

◆お住まいの自治体から「保育の必要性」の認定を受けている

◆認可保育所、幼稚園※、認定こども園を利用していない

※一定基準以上の預かり保育（平日8時間（教育時間含む。）、年間200日以上）を実施している幼稚園

ご不明な点等については、下記の担当部署までお問い合わせください。

お問い合わせ

文京区民以外のご利用者様は、お住まいの自治体にお問い合わせ下さい。

- キッズルーム、病児保育に関すること
子育て支援課子育て支援推進担当 5803-1256
- ファミリー・サポート・センター事業に関すること
文京区社会福祉協議会 3812-3043
- 保育の必要性の認定に関すること
幼児保育課入園相談係 5803-1190
- 無償化による給付に関すること
幼児保育課施設給付・私立幼稚園係 5803-1823